

第1226回 高知市教育委員会10月定例会 議事録

1 開催日 令和元年10月24日（木）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第42号 高知市社会教育委員の委嘱について

報告 ○高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等についての教育長
専決処分の報告

○請願に対する教育長専決処分の報告

○教職員の人事についての教育長専決処分の報告

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二

(2) 事務局	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育次長	高 岡 幸 史
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	教育環境支援課長	岩 原 圭 祐
	生涯学習課長	小 畑 和 正
	教育政策課長補佐	濱 田 光
	学校教育課人事班長	田 邊 裕 貴
	学校教育課指導主事	掛 水 さおり
	教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
	教育政策課主任	西 村 夏 海
	教育政策課主査補	谷 口 亮

5 欠席者

教育委員会	5 番委員	森 田 美 佐
-------	-------	---------

1 令和元年10月24日（木） 午後4時10分～午後5時00分（たかじょう庁舎6階人事課会議室）

2 議事内容

開会 午後4時10分

山本教育長

ただいまから第1226回高知市教育委員会10月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は谷委員、よろしく願いいたします。

谷委員

はい。

山本教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第42号「高知市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、市教委第42号「高知市社会教育委員の委嘱について」を説明させていただきます。

3ページをご覧ください。社会教育委員につきましては、本年7月7日から2年間の任期の途中でございますが、今回上段の解嘱の一覧に記載しております、NHK高知放送局 前放送部長 大塚秋人さんを解嘱し、新たに下段の委嘱の一覧に記載しております、NHK高知放送局 放送部長 田中晋さんを委嘱するものでございます。田中さんにつきましては、社の人事異動による委員の交代でございます。なお、田中さんの任期につきましては、高知市社会教育委員に関する条例第4条第4項の規定により、前任者の残任期間となりますことから、本議案の議決日以降の委嘱辞令交付の日から令和3年7月6日までとなります。

4ページをご覧ください。委員交代後の高知市社会教育委員の名簿でございます。19名の委員中、9名の方が女性委員でございますので、女性委員の比率は47.4パーセントとなっております。説明は以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。NHKの人事異動に係るところでございます。よろしいでしょうか。それではこの件の質疑を終了し、裁決に移ります。市教委第42号「高知市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第42号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項に移ります。「高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等についての教育長専決処分の報告」について、事務局からの説明をお願いします。

教育環境支援課長

「高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等についての教育長専決処分の報告」についてご説明をさせていただきます。

別途の資料の方をご覧ください。プロポーザルの選定委員につきましては、選定委員会の条例第2条の規定に基づきまして、高知市立学校給食調理等業務を委託する業者の選定に伴う審査を行うために、高知市の学校給食の調理業務目録の選定委員会設置要項第3条に基づき、委員の委嘱について行ったものでございます。この学校給食調理業務の委託につきましては、高知市アウトソーシング推進計画に基づきまして、学校給食の調理業務に関わる民間委託を実施してきたところでございます。今回の高知市立初月小学校及び泉野小学校、そして横内小学校、鏡学校給食センターの3校1施設でございますけれども、3校1施設とも今年度末に委託期間が満了することから、引き続き、令和2年4月から5年間の委託業者を選定するものでございます。選定委員会の委員につきましては、学校給食のエリア・目的を十分に理解し、安全衛生管理についての確かな能力を有する業者を選定するため、専門知識を有するものと、実施学校関係者及び市の職員等11名を選任したものでございます。女性委員につきましては、うち6名で、構成比率は54パーセントになっております。委員につきましては、1番目の岩崎通子さんは元栄養教諭ということで、学校給食に携わってこられた実績がございます。それから、香美市の学校給食センターに勤められておるといふ経歴がございまして、センターの調理業務に関する専門的な知識を有する者として選任しております。2番の島田郁子さんは、高知県立大学健康栄養学部健康栄養学科の講師でございまして、学校給食の衛生管理、栄養管理の両方に関する専門的な知識を有する者として選任しております。3番の前田修一さんにつきましては、高知市小中学校PTA連合会の会長ということで、学校保護者の代表として選任したものです。4番目の三谷英子さんにつきましては、RKC調理製菓専門学校の前校長であり現常任顧問でございまして、民間での調理業務に関する指揮権を有する者として選任しております。5番目の森田陽子さんにつきましては、高知県栄養士会会長でありまして、食に関する幅広い視点と知識、栄養管理や栄養衛生管理に関する専門的な知識を有する方として選任をしております。以上5名とも、前年に引き続きの選任になっております。次に、名簿の6番、岡林良樹さんは健康福祉部生活食品課長、7番、吉村美恵子さんは初月小学校の校長、8番、吉井太一さんは泉野小学校校長、9番、松岡聖士さんは横内小学校校長、10番、今村聖二さんは鏡小学校校長、11番、竹崎優子さんは土佐山学舎校長です。委託期間につきましては、1回目の審査を行いました本年10月4日から選定を終了する日、12月の末頃の予定までとしております。説明については以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

鏡中学校が入っていないのは、何かありますか。

教育環境支援課長

鏡小学校が入っておりますので、まとめて見ていただいているという形です。

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、質疑を終了し、本件についてお諮りします。「高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等についての教育長専決処分」について、承認することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、「高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等についての教育長専決処分」は承認されました。

次に、「請願に対する教育長専決処分の報告」について、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長

請願に対する教育長専決処分についてご説明をいたします。本年10月10日に、「高知市教育委員会の市民対応の健全化に関する請願」が当課の方に出され受理をいたしました。委員の皆様方のと

ころにも同じ内容の請願書が届けられていると思いますので、内容についての説明は、ここでは割愛させていただきますが、当該請願の趣旨については、これまでも何度か文書や面談などの方法によりまして、請願者と市教委の方でやり取りを重ねております。最終的には本年6月12日付の文書により、請願者に回答をしておりますことから、高知市教育委員会請願処理規則第4条第1項第1号に基づきまして不採択の教育長専決処分をいたしましたので、ご報告をいたします。説明は以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

先ほどご説明がございましたとおり、私どもにも事務局を通じて封書でいただいております。内容も拝見しております。また、何度もやり取りをしてきたというお話もございましたけれども、具体的にはこれまで、どの程度のやり取りがあったのか教えていただけますか。

山本教育長

平成30年3月以降になりますけれども、文書でありますとか電話、そして直接会っての面談ということで、木下様の方とは16回やり取りをしまして、また、それ以前、記録自体は残っていないですけれども、以前の教育長や次長が対応されたというように聞いておりますので、20回を超えるものと考えております。

西森委員

16回ということ、その前も含めると20回ということですが、内訳と言いますか、文書や面談、電話ということですが、具体的にはどういったものと言いますか、頻度と言いますか、教えていただけますか。

山本教育長

主に文書でいただいて、それに対して教育委員会の方から回答をする形をとらせていただいております。ただ、文書という回答になりますと、課で検討した上で、決裁行為をとった上での回答ということになりますので、少しお時間をいただいた形で回答をさせていただいたところでございます。

西森委員

文書のご説明いただきましたけれども、電話や面談もあったということで、いろいろなやり取りについてのご指摘があるようですが、電話や面談ではどういうやり取りをされたのかとか、どういう対応をされていたのかもお聞きしたいと思います。

山本教育長

電話でありますとか、直接会っての対応をさせていただいておりますけれども、訴えの内容について、教育委員会としての説明をさせていただいたと考えております。私も一度お会いして話をさせていただいておりますけれども、その訴えの中で、職員の接遇に関する部分とかもございまして、その件につきましては、通常の対応をしていたものと考えておりますけれども、接遇については相手方がやはり不快に感じるということであれば、問題があったと考える必要があると思いますので、その旨をご説明申し上げた上で、担当職員の方から直接謝罪をさせていただいております。

【「ちょっと大きな声でお願いしていいですか」の声あり】

西森委員

それから、今のお話だと、これまでも対応についての苦情はあったということですね。

山本教育長

はい、そうでございます。

西森委員

謝罪とかもしているということですか。

山本教育長

はい、そうです。

【「違うと思います」の声あり】

山本教育長

静粛にお願いいたします。

西森委員

それから6月12日付けで文書をとという話がございましたね。これは具体的にはどういう文書ですか。

山本教育長

教育長名、私の名前で、木下様宛に文書を出させていただいております。内容を読み上げさせていただきますが、「令和元年5月24日付けでお寄せいただきました「市民の声」につきましては、令和元年5月15日に高知市たかじょう庁舎教育長室にて面談した際、回答させていただいたとおりでございます。なお、今後同様の文書等を木下様からいただいた場合におきましては、高知市教育委員会から改めて回答することはいたしませんのでお伝えいたします。」という内容で、文書の方をお渡しさせていただいております。

西森委員

教育委員会として対応できることはしたという、そういうお考えということですか。

山本教育長

はい。私に会った段階で、私と会った最後に、木下様の方からこれで終わりにしたいということで、何か用意されていた文書を読み上げていただきまして、それをお聞きした上で、これで終わりにしますというようにお話をいただきましたので、教育委員会としては、対応は終わったものと考えております。

【「丁寧な説明なら、いつでも聞きたいと思います」の声あり】

山本教育長

発言はご遠慮ください。次、発言いただいたら、退室をお願いいたします。

西森委員

私がお聞きしたかったことは以上です。説明が最初ご簡潔だったので、様子が分からなかったのですが、今の内容で承知いたしました。

【「終わりにしたいということは言っていないです」の声あり】

山本教育長

退出してください。

【「別人格です」「私は別人格です」「おかしいと思います。私は2回発言しました。こちらは1回です。」の声あり】

山本教育長

警告は必要ありませんので。退室と言えれば退室になりますので、退室してください。

【「丁寧な説明でしたら、全部聞きます。それを隠蔽して、こういうことでお願いしたのです」「全く私は別人格です、同じように扱われて」の声あり】

教育政策課長補佐

お二人とも、教育長から退室と命ぜられておりますので、教育委員会傍聴人規則に従って退室をお願いいたします。

【「こういうふうにして隠蔽していく、権力を使って、そのことについて言っているんです」の声あり】

山本教育長

ほかに質疑等がございますでしょうか。

山本教育長

よろしいでしょうか。ほかにご意見もないようですので、質疑を終了し、本件についてお諮りします。「請願に対する教育長専決処分の報告」について、承認することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【は 　　　　　　い】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、「請願に対する教育長専決処分の報告」は承認されました。

山本教育長

次に、「教職員の人事についての教育長専決処分の報告」についてですが、当該報告事項は人事案件のため、秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は 　　　　　　い】—————

（この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。）

山本教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時00分

署 名

教育長 _____

2番委員 _____